

日本生気象学会公式ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本生気象学会(以下、本学会という)の知名度向上や活動についての関心を高める事を目的として、本学会の公式ロゴマーク(以下、ロゴマークという)を定め、その使用に関して必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークのデザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは別図の通りとする。

(使用者)

第3条 ロゴマークは以下の各号に掲げるものが使用できるものとする。

- (1) 本学会会員
- (2) 広報委員会が使用を認めた組織団体等

(使用範囲)

第4条 ロゴマークは以下の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 本学会が発行する刊行物、文書、印刷物、ホームページ
- (2) 本学会の学術大会、理事会、各種委員会及び研究グループが行う学会活動
- (3) 本学会が共催、協賛および後援等で参加する関連諸団体の主催するイベント等の広報活動
- (4) その他、広報委員会が許可したもの

(使用申請・許可)

第5条 ロゴマークの使用申請及び許可の流れは以下の通りとする。

- (1) 第4条(1)から(3)に該当する使用範囲における本学会及び会員によるロゴマークの使用は、原則自由とする。
- (2) 第4条(4)に該当する非会員及び本学会以外の組織団体等がロゴマークの使用を希望する場合には、事前にロゴマークの使用について本学会事務局宛にeメールで申請し、広報委員会の許可を得なければならない。
- (3) 広報委員長は、申請内容の承認の可否を広報委員の意見をもとに決定し、その結果を本学会事務局から通知する。
- (4) 広報委員会の協議により使用許可の可否を判断できない場合には、本学会の理事会で協議し使用許可の可否を判断するものとする。

(使用者の責務)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に適ったものに使用すること。
- (2) ロゴマークには等倍率による拡大・縮小以外の変更を加えないこと。
- (3) 指定されている彩色もしくはモノクロ以外で使用しないこと。
- (4) 使用の権利は第三者に譲渡等しないこと。
- (5) 使用に関して本学会から指示があった場合には速やかに従うこと。

(使用の取消)

第7条 本学会がロゴマークの使用内容が不相当であると認めた場合には、使用の許可を取り消し、または中止させることができる。使用の許可を取り消し、または中止させたことによって損害が生じた場合でも、本学会はその責を負わない。

(規程の変更)

第8条 本規程の変更は、本学会の理事会が行う。

附則 本規定は2024年11月22日から施行し、2024年11月22日から適用する。

別図 公式ロゴマーク（各パターンをホームページよりダウンロード可能）



日本生気象学会
Japanese Society of Biometeorology